

若者構想実現事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 岩手の地域づくり・復興を担う若者の主体的活動の機会を創出するため、若者グループが実施する地域課題の解決や地域の元気創出に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「若者グループ」とは、岩手県内に住民票を有する、又は岩手県出身の18歳以上40歳未満の者（以下「若者」という。）2名以上で構成され、グループの構成員の過半数が若者である団体とする。

(補助金の交付対象及び補助金額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	補 助 金 額
報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	定額 ただし、30万円を上限とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に掲げる経費のうち、20パーセント以内の増減
- (2) 事業計画の細部の変更であって補助金の額に影響を及ぼさない場合

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第8 補助事業者は、補助金の前金払いを受けようとするときは、補助金前金払請求書(様式第5号)に資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

2 この要綱による改正後の若者構想実現事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表（第7関係）

条項	提出書類及び添付資料	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・若者構想実現事業費補助金交付申請書 (添付書類) ・別紙1（若者構想実現事業計画書） ・別紙2（若者構想実現事業費補助金収支予算書） ・その他知事が必要と認める書類 	第1号	1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・若者構想実現事業計画変更（中止・廃止）承認申請書 (添付書類) ・別紙1（若者構想実現事業計画書） ・別紙2（若者構想実現事業費補助金収支予算書） ・その他知事が必要と認める書類 	第2号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・若者構想実現事業費補助金請求書 ・若者構想実現事業実績報告書 (添付書類) ・別紙1（若者構想実現事業報告書） ・別紙2（若者構想実現事業費補助金収支決算書） ・証拠書類（支出を証する書類（領収書等の原本の写し）及び事業の実施が確認できる写真等） ・その他知事が必要と認める書類 	第4号 第3号	1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から15日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日まで

様式第1号

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

(申請者)

団体所在地又は代表者住所

団体名及び代表者名

若者構想実現事業費補助金交付申請書

年度若者構想実現事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業名称
- 3 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (別紙1)
 - (2) 収支予算書 (別紙2)
 - (3) その他の必要な書類

[担当者氏名： 連絡先：]

(別紙1)

年度若者構想実現事業計画（実績報告）書

団体名

1 事業に要する経費

事業に要する経費	県補助額	団体負担額
円	円	円

2 事業の内容及び経費の内訳

事業名 (事業の実施期間)	事業の目的・目標	事業の内容・成果	事業に要する経費	経費の積算内訳	備考

備考 ※申請時に見積書の写しを、実績報告時は領収書の写しを必ず添付すること。

(別紙2)

年度若者構想実現事業費補助金 収支予算(決算)書

団体名

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
県 補 助 額			
当該事業による収入			
そ の 他 収 入			
自 己 資 金			
計			

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
報酬 共済費 賃金	人件費		
報償費	謝金		
旅費	旅費		
需用費	印刷製本費		
	消耗品 材料購入費		
役務費	通信運搬費		
	保険料		
委託料	委託費		
使用料	使用料 賃借料		
その他			
計			

様式第 2 号

第 年 月 日

岩手県知事 様

(申請者)
団体所在地又は代表者住所

団体名及び代表者名

若者構想実現事業計画変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け（岩手県指令）第 号で交付決定のありました 年
度若者構想実現事業について、事業の内容を下記の理由により変更（中止・廃止）した
いので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 変更（中止・廃止）予定年月日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙 1）
（※注 申請時の別紙 1 に変更内容を朱書きし、資料を添えて提出すること）
 - (2) 収支予算書（別紙 2）
 - (3) その他の必要な書類

[担当者氏名： 連絡先：]

様式第3号

第 年 月 日
第 年 月 日

岩手県知事 様

(申請者)
団体所在地又は代表者住所

団体名及び代表者名

若者構想実現事業実績報告書

年 月 日付け(岩手県指令) 第 号で交付決定のありました 年
度若者構想実現事業費補助金に係る事業について、別紙のとおり実施したので、関係書類
を添えて報告します。

記

1 事業名称

2 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
(※注 申請・変更時の別紙1を実績に基づき修正し、資料を添えて提出すること)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 証拠書類
(収入、支出に関する書類(領収書等)の写し及び事業の実施が確認できる写真等)
- (4) その他の必要な書類

[担当者氏名： 連絡先：]

様式第4号

第 年 月 日 号

岩手県知事 様

(申請者)
団体所在地又は代表者住所

団体名及び代表者名

若者構想実現事業費補助金請求書

年 月 日付け(岩手県指令) 第 号で補助金の交付の決定の通知があった若者構想実現事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前金払受領済額	金		円

口座振替先
取引金融機関名 銀行 支店
口座名義
口座番号

様式第5号（第8関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

(申請者)
法人所在地又は住所
法人名及び代表者名

若者構想実現事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け（岩手県指令） 第 号で補助金の交付の決定の通知があった若者構想実現事業費補助金について、次の理由により前金払を受けたいので請求します。

金	円
交付決定額	円
受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

理由

口座振替先
取引金融機関名 銀行 支店
口座名義
口座番号